

# ご旅行条件書

この旅行条件はルックJTBなど本文第2項に掲げる各社の募集型企画旅行に適用させていただきます。

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行

- (1) この旅行は、以下の各社のうちパンフレットに記載する旅行会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- （株）ジェイティビーエス（東京都品川区東品川112-3-11国土交通大臣登録旅行業64号）
  - （株）トラベルプラザインターナショナル（東京都品川区大崎2-24-9国土交通大臣登録旅行業169号）
  - （株）トラベルプラザインターナショナル（東京都江東区豊岡2-1-9国土交通大臣登録旅行業573号）
  - （株）トラベルプラザインターナショナル（名古屋市中央区名駅4-8-12国土交通大臣登録旅行業838号）
  - （株）ティービーエィ西日本（大阪市中央区南本町4-5-20国土交通大臣登録旅行業693号）
  - （株）JTB地球倶楽部（東京都新宿区新宿5-17-9国土交通大臣登録旅行業712号）
  - （株）JTB北海道（札幌市中央区北1条西6-1-29国土交通大臣登録旅行業978号）
  - （株）JTB東北（仙台市青葉区一番町3-7-29国土交通大臣登録旅行業1573号）
  - （株）JTB関東（さいたま市中央区新都心1-11-2国土交通大臣登録旅行業1578号）
  - （株）JTB首都圏（東京都品川区東品川112-3-11国土交通大臣登録旅行業1759号）
  - （株）JTB法人東京（東京都港区芝浦3-4-1国土交通大臣登録旅行業1767号）
  - （株）JTB中部（名古屋市中央区名駅1-1-4国土交通大臣登録旅行業1762号）
  - （株）JTB東海（名古屋市東区大塚1-11-4国土交通大臣登録旅行業1733号）
  - （株）JTB西日本（大阪市中央区久太郎町2-1-25国土交通大臣登録旅行業1768号）
  - （株）JTB大阪（大阪市北区曽根崎2-5-10国土交通大臣登録旅行業1775号）
  - （株）JTB中国四国（広島市中区本通7-19国土交通大臣登録旅行業1769号）
  - （株）JTB九州（福岡市中央区長浜1-1-35国土交通大臣登録旅行業1770号）
  - （株）JTB北海道（札幌市中央区南一条西1-1-11国土交通大臣登録旅行業1723号）
  - （株）JTB東海（名古屋市東区大塚1-11-4国土交通大臣登録旅行業1766号）
  - （株）JTBビジネスインベーターズ（東京都品川区東品川112-3-11国土交通大臣登録旅行業176号）

(2) 当社がお客様から当社で定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供と運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを旨とします。

(3) 旅行契約の内容及び条件は、本旅行条件書、本旅行条件書、出発前にお渡しの最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社旅行予約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社予約款」といいます。）によります。

## 3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は当社の受託営業所（以下「当社」といいます。）にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を申込金を受理したときに成立するものといたします。
- (2) 当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内の申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らがお申込みがなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(1)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金の当社が受領したときに、旅行契約を締結する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信手段により申込金を成立させたときは、第24項(3)の3に規定した契約が成立します。
- (4) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (6) 当社らは、契約責任者が構成者に対して親に負い、又は将来負うことが予測される債務は義務は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社らは、契約責任者が団体・グループに属しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者契約責任者とみなします。
- (8) お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがあります（以下、この状態のことを「ウェイトリング」といいます。）。この場合、お客様をウェイトリングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社らは申込金を申し受けます。(ウェイトリングの登録は予約終了を保証するものではありません。)ただし、当社らが予約が成立しなかった旨を通知する前にお客様がウェイトリング登録の解除のお申し出があった場合）又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合は」、当社らは当該申込金を全額払い戻します。
- (9) 本項の場合で、ウェイトリングの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

## 4. お申し込み条件

- (1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要ですが、15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方など特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社が可能なかつ合理的な範囲内で対応いたします。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のため、あるいはお客様の同意と条件を設けていただくか、コースの一部について内容を変更させていただきますが、又はご負担の少ない旅行をお勧めする場合がございます。
- (4) 当社は、本項1(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)ははお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5) お客様が途中で中止し、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかわる費用はお客様のご負担となります。
- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等と同時期に発行されます。
- (2) 本項(1)の契約書面は、本旅行条件書と同一の書面として、当社がお客様に、集合時刻、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報に記載した最終旅行日程表をお渡しします。旅行契約は本項(1)までにお渡しとなります（原則として旅行開始日の2週間前より7日前にはお渡しするよう努力いたします。年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しします。）ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前にある日以前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前にあたる日以降にお申し込みの場合、旅行開始日当日の当社らが指定する期日までににお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合でも、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無しで旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）及び第15項に規定する取消料、違約料、第10項に規定されている運送機関の旅行代金の交換手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## 7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第15項(1)の①のアの「取消料」、第15項(1)の②のアの「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となり、乗車広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限り、本旅行条件書に準じて課されるものに限ります。】を含みます。また、等級の選択ができる航空運賃の等級を利用するものとさせていただきます。）
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港、駅、埠頭等送迎バス／旅行日程に「お客様の負担」と表記してある場合を除きます。）
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料、ガイド料金、入場料）
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及びバス料、航空運賃（パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
- (5) 旅行日程に明示した当社の商品及び税、サービス料金
- (6) 航空機によるお客様の運搬料金  
お入様スーツケース1個の手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。）
- (7) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）

但し、一部の空港、駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。

- (8) 添乗員同行コースの同行費用  
上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(8)のほかに旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（特定の運賃・資格層、個数を超過する場合）
- (2) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 渡航手続簡便諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）
- (4) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (5) 運送機関の課す付加運賃・料金（例：鉄道サービス・航空運賃）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。
- (6) 日本国内の空港施設使用料
- (7) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (8) 旅行日程中の空港税等（ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます。)

## 10. 追加代金と割引代金

- (1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中にも含めて表示した場合を除きます。）
- ①お1人部屋を使用される場合の追加代金
  - ②パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
  - ③「食事またはドリンク」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
  - ④パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
  - ⑤パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空席のクラス変更に必要な運賃差額。
  - ⑥国内線特別料金プラン  
その他「パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの（ストリートチェックイン追加代金、航空会社指定お受けする旨パンフレット等に明示したものの追加代金等）
- (2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。）
- ①パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
  - ②その他「パンフレットで「〇〇割引代金」と称するもの。

## 11. 旅券・査証について

- (1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはおお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2) 渡航先の内容が地域によって旅券の有効期限期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載の内容をご確認ください。

## 12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供や他の当社が関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため必要と認められるときは、お客様にあらかじめ通知して当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を確認して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後に、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が善し経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にある日以前にお客様に通知いたします。
  - (2) 当社は本項(1)に定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
  - (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
  - (4) 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払い、又はこれらから支払われなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことにによる変更の差額を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更いたします。
  - (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した範囲内で旅行契約の成立後に当社が責を負べき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様が所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として10,500円（消費税込）をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発費に関する費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 15. 旅行契約の解除・払い戻し

### (1) 旅行開始前

- ① お客様の解除  
お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込みの営業案内にお支払いいただく前までにお断りいただけます。なおこの営業案内は、お客様がご参加される旅行契約の取消料を定める営業案内とさせていただきます。
- ② お客様が当社の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄の項目その他の重要なものである場合に限りです。
  - b. 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額変更されたとき。
  - c. 天災地変、戦乱、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
  - d. 当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡ししなかったとき。
  - e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ウ、当社は本項(1)の①のイにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。また本項(1)の①のイにより、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。
- イ、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消しになられたときは、所定の取消料が必要となります。
- オ、お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を収めます。
- カ、当社の責任とならない各種ローンの取扱い及びご他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収めます。
- ③ 当社の解除  
ア、お申し込みの項目に規定する期日までに旅行代金をお支払いできないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①のイに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ、次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - b. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
  - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとお認められたとき。
  - d. お客様が人数が契約に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - e. お客様の majority がパンフレットに記載した最少催行人員を満たさないとき。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日前にある日以前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって23日前にある日以前に旅行中止の通知をいたします。
  - f. 入国審査の結果、旅行日程における帰国等の予定のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
  - g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社が関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
  - h. 上記fの例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出されたとき。（但し十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の①のイに換ります。）
- ウ、当社は本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

### (2) 旅行開始後の解除

- ① お客様の解除・払い戻し  
お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ、旅行開始後のであっても、お客様の責任な事由により、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとお認められたとき、お客様がご参加される旅行契約の取消料を定める営業案内にお支払いいただくことができます。
- ウ、本項(2)の②のイにおいて、当社は、旅行行程のうち旅行サービスの当該受領することによってできなかった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他のものに支払い、又はこれらから支払われなければならない費用を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ② 当社の解除  
ア、旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてお客様に合理的な理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
- a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

